

令和4年6月22日

各 位

公益社団法人広島ビルメンテナンス協会
会 長 杉 川 聡

お 知 ら せ

広島県は、別添のとおり「毒物劇物取扱者試験」を実施されますのでお知らせします。

令和4年度毒物劇物取扱者試験実施要領

1 日時

令和4年10月14日（金）13：30～15：30

2 場所

TKPガーデンシティ広島駅前大橋（広島市南区京橋町1－7）

広島県自治総合研修センター（広島市中区胡町4－21）

ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、試験会場が増減する場合があります、その際は、県ホームページに掲載する。

なお、試験会場は選択できないものとし、受験票に記載しお知らせする。

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験では毒物及び劇物取締法施行規則〔昭和26年厚生省令第4号。以下「施行規則」という。〕別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験では施行規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質、貯蔵、識別及び取扱方法

5 受験手続

- (1) 提出書類
 - ア 毒物劇物取扱者試験受験願書
 - イ 写真（受験願書提出前6か月以内に撮影した正面・無帽・上半身像、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルで、裏面に氏名を記載したもの。）
- (2) 受験手数料
10,500円
なお、納付された受験手数料は返還しない。
- (3) 受験願書の受付期間
令和4年7月19日（火）から令和4年8月1日（月）まで（受付時間は、8時30分から17時15分までとする。）
ただし、土曜日及び日曜日を除く。
郵送の場合は、令和4年8月1日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。
- (4) 受験願書の提出方法
 - ア 窓口での提出
 - (ア) 提出先
広島県健康福祉局薬務課又は最寄りの広島県各保健所（保健所支所を含む。）
 - (イ) 受験願書等の入手方法
(ア)の提出先で直接配布する。
なお、広島県のホームページに掲載したものを印刷して使用することも可能である。
 - (ウ) 受験手数料の納付方法
(ア)の提出先の手数料納付窓口で現金により納めること。
なお、納付された受験手数料は返還しない。
 - イ 郵送による提出
 - (ア) 提出方法
簡易書留とし、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きし、広島

県健康福祉局薬務課(〒730-8511 広島市中区基町10番52号)へ郵送すること。

(イ) 受験願書等の入手方法

94円切手を貼付した宛先明記の返信用定形封筒を同封して、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験受験願書・納付書請求」と朱書きし、広島県健康福祉局薬務課(〒730-8511 広島市中区基町10番52号)へ令和4年7月20日(水)(必着)までに、郵送で請求すること。

なお、2部以上請求する場合は、事前に広島県健康福祉局薬務課(電話(082)513-3222(ダイヤル))へ問い合わせること。

(ウ) 受験手数料の納付方法

受験願書と同時に送付する納付書により支払い、次のa, bのとおりとする。

a 金融機関で納付する場合

払込証明書と受験願書を同封して納めること。

b コンビニエンスストアで納付する場合

領収証書及び納入届と受験願書を同封して納めること。

6 受験票の交付

受験票は、試験日の1週間前までに、送付する。

7 合格者の発表

令和4年11月14日(月)に合格者の受験番号を広島県庁及び広島県各保健所(保健所支所を含む)前の掲示板に掲示して行うほか、広島県のホームページに掲載する。

また、合格者には、合格証書を交付する。

8 問合せ先

この試験についての問合せは、広島県健康福祉局薬務課(電話(082)513-3222(ダイヤル))又は最寄りの広島県各保健所(保健所支所を含む)に行うこと。

郵便による問合せは、84円切手を貼付した宛先明記の返信用定形封筒を同封した封書により行うこと。